

第3号様式

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：村上建設株式会社

業者の住所：鹿児島県奄美市名瀬小浜町29-9

2 指名停止措置期間：令和8年1月21日から令和8年2月20日まで（1か月）

3 指名停止措置の範囲：全国の都道府県

4 事実概要

同社は、令和6年4月15日、鹿児島県奄美市の大熊漁港において、同社が所有する船舶を洗浄した際、洗浄水に混入した燃料油を過失により同漁港海域に排出させた。

このことにより、同社従業員は、令和7年1月15日、名瀬簡易裁判所から、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反により罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定したものである。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の13

<指名停止措置基準>

措置要件	期間
別表第2	
1～12 略	
(不正又は不誠実な行為)	
13 別表第1及び前号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から全ブロックを対象として1か月以上9か月以内
14 略	